

# ○制限外積載等許可取扱要領の制定について

〔平成20年7月29日 警察本部長〕  
岩規制 第 333号  
各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

〔沿革〕平成28年3月岩監第79号改正  
平成31年3月18日岩規制第175号改正  
令和3年10月6日岩規制第463号改正  
令和4年9月1日岩規制第357号改正

制限外積載等許可取扱要領の制定について（平成20年7月29日付け岩規制333号）のうち、別添の「制限外積載等許可取扱要領」の一部を次のように改正し、令和4年9月1日から施行するので誤りのないようになされたい。

## 別添

### 制限外積載等許可取扱要領

#### 第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第56条、第57条第3項及び第59条第2項に規定する車両の制限外積載、設備外積載、荷台乗車及び制限外<sup>けん</sup>牽引の許可（以下「制限外積載等許可」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 許可の申請、単位及び期間

##### 1 許可申請

###### (1) 申請手続き

制限外積載等許可申請は、当該車両ごとに出発地を管轄する警察署長（法第114条の3の規定に基づく岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）第6条の2により高速道路交通警察隊長を含む。以下「出発地警察署長」という。）に道路交通法施行規則（昭和35年内閣府令第60号。以下「規則」という。）別記様式第4又は別記様式第5の申請書2通を提出させること。

当該出発地警察署長は、審査するため必要があると認めるときは、運転経路図、積載方法略図、積載物の諸元その他の審査に必要な書類の提出を求めること。

###### (2) 申請者

制限外積載等許可申請者は、当該車両の運転者とする。

なお、当該車両の運転者が2人以上ある場合（長距離運転で同乗若しくは乗り継ぎの交替運転者がある場合又は同一車両について申請に係る運転期間が例えば1年間である場合に、その期間内で運転者が交替する場合等をいう。）は、その全員を申請者とし、申請書には代表者を、他の運転者は、申請者一覧表（様式第1号）に記載させ、申請書に添付させること。

(3) 許可競合時の対応

同一車両につき制限外積載、設備外積載又は荷台乗車の許可が同時に必要となる場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載するよう求めるものとする。

(4) 申請書の記載事項変更

制限外積載等許可申請書の記載事項を変更させる必要があるときは、許可条件により変更することなく、申請者をして、その申請書の当該記載事項を訂正させるか、又はその申請を取り下げて新たな申請書を提出させること。

(5) 許可台帳への登載

申請があった場合は、制限外積載等許可台帳（様式第2号）に記載するものとする。

## 2 許可単位

許可は、原則として1個の運転行為ごとに行うものとする。ここでいう1個の運転行為とは、例えば、A地点からB地点まで積載物を運搬する場合をいう。ただし、反復、継続して行われる運転行為については、次のすべての要件を満たすものに限り包括して1個の運転行為とみなして処理することができる。

- (1) 運転者が同一であること。
- (2) 車両が同一であること。
- (3) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
- (4) 運転経路が同一であること。

## 3 許可期間

許可期間は、1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、前記2のただし書きに該当するものについては、原則として1年以内とすることができる。

## 第3 審査等

### 1 審査

審査は、当該許可申請が許可の範囲と基準に適合するか否かにつき、特に次の事項に重点をおいて行うこと。

- (1) 申請書の記載内容の適否
- (2) 当該車両に当該貨物を積載させ又は当該人員を乗車させることの構造上の適否
- (3) 貨物の分割等の適否
- (4) 積載方法又は乗車方法の適否
- (5) 転落防止措置の適否
- (6) 運転日時及び運転経路の適否
- (7) その他道路における危険を防止をするため必要と認める事項

### 2 審査要領

許可申請があったときは、

### 3 標準処理期間

標準処理期間は、休日を除き制限外積載、設備外積載及び荷台乗車の許可は5日以内、制限外牽引けんの許可は10日以内を原則とする。

## 第4 許可申請に対する不許可理由の提示

## 1 申請者に対する不許可理由書の交付

申請により求められた許認可等を不許可の処分とする場合は、原則として申請者に対し、同時に、その不許可とした理由を書面により示さなければならないこととなっていることから、申請者に対し不許可理由書（様式第3号）を交付すること。

## 2 不許可理由の内容

当該理由の内容については、不許可の根拠条項、審査基準等原因となる事実を明示すること。

## 第5 許可の範囲、基準及び条件

### 1 制限外積載許可（法第57条第3項）

#### (1) 許可範囲

制限外積載許可は、次のすべての要件を満たすもので、他に運搬の方法がないと認められる場合に限る。

ア 当該貨物が分割又は切断できないものであること。

イ 当該貨物を積載しても、当該車両の構造又は運転経路の道路若しくは交通に支障がないこと。

#### (2) 許可基準

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が、別表の「制限外積載許可基準」又は積載物の重量が令第22条第2号及び第23条第2号に定める値を超える場合には、第7及び第8の1（1）に記述のとおり、関係機関等との調整を行うなど、慎重な審査によって、交通の安全と円滑に万全を期すこと。

#### (3) 許可条件

法第58条第3項の規定に基づき、制限外積載許可に付することができる条件は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第24条第1項に掲げる条件のほか、次のとおりとする。

ア 指定した時間帯に通行すること。

イ 指定した道路を通行すること。

ウ 先導車又は整理車を配置して誘導整理を行うこと。

エ 積載した貨物は、確実に固定すること。

オ 踏切、ガード下、曲がり角等危険な場所を通行するときは、他の乗務員等に整理誘導させ、安全を確認しながら通行すること。

### 2 設備外積載許可（法第56条第1項）

#### (1) 許可範囲

車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認められる場合とする。

#### (2) 許可基準

ア 法第55条第2項（積載又は乗車の方法）の規定に抵触しないほか、転落又は飛散するおそれがない積載方法であること。

イ 原則として、令第22条に規定する積載制限を超えないこと。

ウ 一時的な積載であること。

エ 車体から突き出さない積載方法であること。

(3) 許可条件

設備外積載許可に必要な条件は、前記1の(3)の制限外積載許可条件に準じて付すものとする。

**3 荷台乗車許可（法第56条第2項）**

(1) 許可範囲

荷台乗車許可は、次の場合で、他に輸送方法がないと認めるときに限る。

ア 当該貨物の積み卸しに必要な最小限度の人員を当該車両により輸送する場合。

なお、法第55条第1項ただし書きにより、当該貨物を看守するために荷台に乗車できる必要な最小限度の人員は、大型貨物自動車及び中型貨物自動車にあつては3人以下、準中型貨物自動車及び普通貨物自動車にあつては2人以下とする。

イ 災害発生時に応急作業員を輸送する場合

ウ 前記ア及びイのほか、特に必要があると認められる場合

(2) 許可基準

ア 対象車両は、大型貨物自動車、中型貨物自動車、準中型貨物自動車又は普通貨物自動車であること。

イ 荷台に座れる範囲の人員であること。

ウ 貨物を積載した車両による荷台乗車は、貨物の倒壊、転落等の危険防止の措置が完全であり、かつ、荷台の余剰部分に座れる範囲の人員であること。

エ 当該車両の構造、荷台の安全設備又は運転経路の道路若しくは交通に支障がないこと。

(3) 許可条件

法第58条第3項の規定に基づき、荷台乗車許可に付することができる条件は、令第24条第1項に掲げる条件のほか、次のとおりとする。

ア 乗車する者は、荷台に座り、かつ、身体の一部を車体の外に出さないこと。

イ 乗車する者の中から責任者を定め、運転者との連絡、乗降時の誘導整理にあたらせること。

ウ 荷台の内部にロープ又は木材等により安全設備を設けること。

**4 制限外牽引許可（法第59条第2項）**

(1) 許可範囲

牽引許可は、次に掲げる場合に公安委員会が道路を指定し、又は時間を限って許可するものに限る。

ア 他の車両を牽引するにあたり、

・ 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車によって牽引するときは1台を超える車両

・ その他の自動車によって牽引するときは2台を超える車両

を牽引しなければならない場合

イ 牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端（牽引される車両が2台のときは2台目の車両の後端）までの長さが25メートルを超える牽引をしなければならない場合

(2) 許可基準

ア 車両構造上の支障の有無

当該車両の構造又は牽引<sup>けん</sup>の状況が、道路又は交通の状況に重大な危険があるとは認められないこと。

イ 積載方法及び転落防止措置の適否

積載方法及び当該積載による運転が法第55条第2項及び法第71条第4号の規定に照らし適切であると認められること。

ウ 道路及び交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所がある場合や、交通の頻繁な場所がある場合等において、当該通行によって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路使用者に対して危害を及ぼすなど道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

(3) 許可条件

ア 指定した時間帯に通行すること。

イ 指定した道路を通行すること。

ウ 先導車又は整理車を配置して誘導整理を行うこと。

エ 積載した貨物は、確実に固定すること。

オ 踏切、ガード下、曲がり角等危険な場所を通行するときは、他の乗務員等に整理誘導させ、安全を確認しながら通行すること。

(4) 専決事務

許可権者は公安委員会で、警察署長の専決事務となる（岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令）。

署の当直責任者の代決とはならないので注意すること。

(5) その他

複数の都道府県公安委員会に申請の場合は、運行経路に関わる各都道府県公安委員会への申請手続が必要となる。

## 第6 積載貨物の測定方法

令第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、次の方法によるものとする。

### 1 長さ

長さは、貨物自体の長さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。（次図参照）

### 2 幅

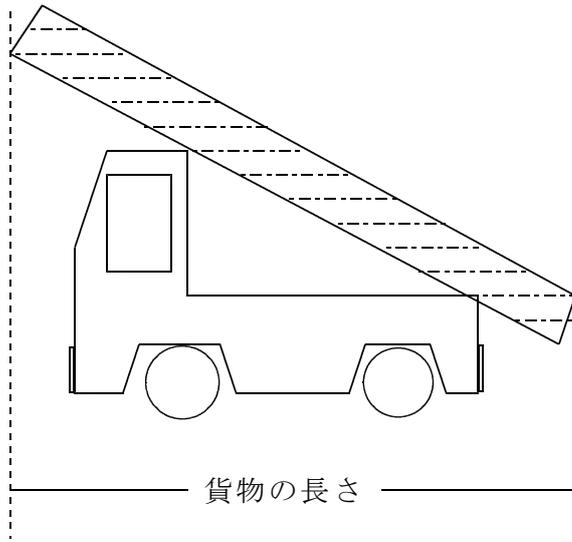
幅は、貨物自体の幅でなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。（次図参照）

### 3 高さ

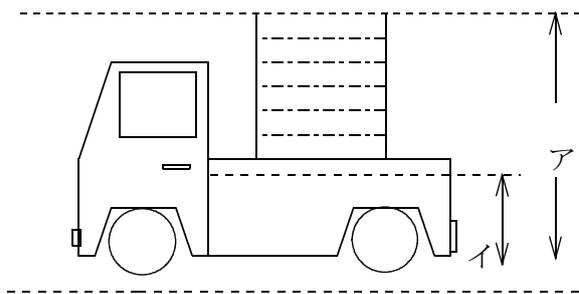
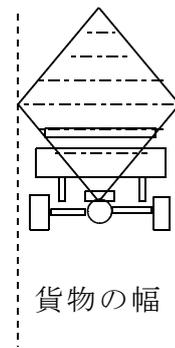
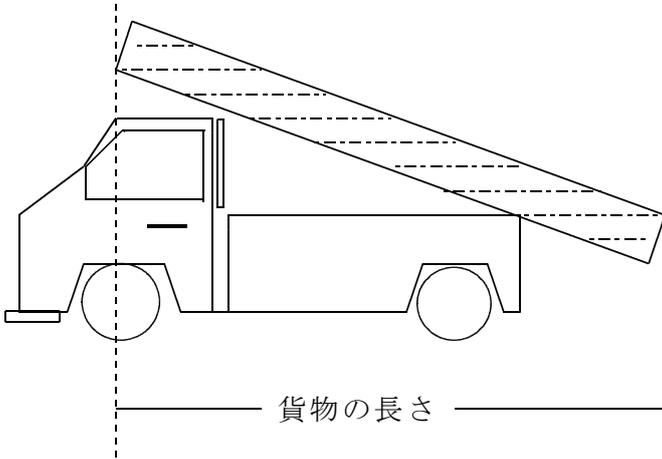
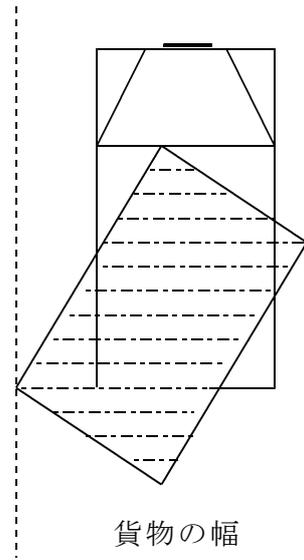
高さは、貨物自体の高さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載する場所の高さを減じて測る。（次図参照）

図

長さ



幅



ア-イ = 貨物の高さ

## 第7 関係機関等との調整

### 1 道路管理者との連携

出発地警察署長は、許可申請に係る積載等による運転が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の車両の通行の許可又は道路法第47条の10第3項に規定する車両の通行可能経路に係る回答を必要とする場合は、当該許可等を行う道路管理者との連携を図るように努めること。

### 2 合同会議の開催等

超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うように努めること。

## 第8 交通部交通規制課との調整

### 1 制限外積載許可について

#### (1) 制限外積載許可基準を超える場合

出発地警察署長は、許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が別表「制限外積載許可基準」に掲げる基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、交通部交通規制課長と協議すること。

#### (2) 2以上の都道府県に及んで通行する場合

2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する制限外積載車両の許可の取扱いに際しては、交通部交通規制課との連絡を密に行い、当該道路における道路及び交通の状況を把握して許可の可否を判断するように努めること。

### 2 制限外牽引<sup>けん</sup>について

出発地警察署長は、制限外牽引<sup>けん</sup>許可の申請を受理した際は、交通部交通規制課に申請書、添付書類等を送付すること。

交通部交通規制課は、申請書類を受理後、審査し、許可番号を受理署に通知するものとする。

## 第9 交番、駐在所員等による専決処分

交番所長又は交番若しくは駐在所勤務員が専決処分を行う場合においては、岩手県警察代決、専決に関する訓令（昭和41年岩手県警察本部訓令第7号）及び道路交通法令施行手続きに関する訓令（昭和50年岩手県警察本部訓令第17号）に規定するところによるほか、この要領により、適切かつ斉一に行われるよう留意すること。

別表

## 制 限 外 積 載 許 可 基 準

	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車並びに側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車(側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、積載物の長さ及び幅に係る部分に限る。)	小型特殊自動車	大型自動二輪車及び普通自動二輪車(側車付きのものについては、積載物の長さ及び幅に係る部分を除く。)	原動機付自転車
積載物の長さ	自動車の長さ <sup>に</sup> その長さの10分の5の長さを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートル(セミトレーラ連結車 <sup>に</sup> あつては17.0メートル、フルトレーラ連結車 <sup>に</sup> あつては19.0メートル、ダブルス連結車 <sup>に</sup> あつては21.0メートル)を超えることとなつてはならない。	自動車の長さ <sup>に</sup> その長さの10分の5の長さを加えたもの。	乗車装置又は積載装置(リヤカーを牽引する <sup>に</sup> あつてはその牽引されるリヤカーの積載装置。積載の方法 <sup>に</sup> おいて同じ。)の長さの2倍の長さ。	積載装置(リヤカーを牽引する <sup>に</sup> あつてはその牽引されるリヤカーの積載装置。積載物の幅及び積載の方法 <sup>に</sup> おいて同じ。)の長さの2倍の長さ。
積載物の幅	自動車の幅 <sup>に</sup> 1.0メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超えることとなつてはならない。	自動車の幅 <sup>に</sup> 1.0メートルを加えたもの。	自動車の幅(規則第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する <sup>に</sup> あつてはその牽引されるリヤカーの積載装置の幅 <sup>に</sup> 1.0メートルを加えたもの。)	原動機付自転車の幅(リヤカーを牽引する <sup>に</sup> あつては積載装置の幅 <sup>に</sup> 1.0メートルを加えたもの。)
積載物の高さ	4.3メートル(三輪の普通自動車及び規則第7条の14に規定する普通自動車 <sup>に</sup> あつては3.0メートル)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの。	2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの。	2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの。	2.5メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じたもの。
積載の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。</li> <li>○ 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。</li> <li>○ 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。</li> <li>○ 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと(規則第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する<sup>に</sup>あつては、その牽引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。</li> <li>○ 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超えないこと(リヤカーを牽引する<sup>に</sup>あつては積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。)</li> </ul>

様式第1号（第2関係）

申請者一覧表

許可番号第 号

番号	運転者の氏名	住 所	免許種別	免許証番号



第 号  
年 月 日

殿

警察署長 印

### 不 許 可 理 由 書

あなたの申請に係る については、下記理由により不許可と  
します。

記

不 許 可 の 理 由	
不 許 可 の 根 拠 条 項	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として提起することができます（訴訟において岩手県を代表する者は岩手県公安委員会となります）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。